おむつに係る費用の医療費控除の申告に関する証明書交付に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、おむつに係る費用の医療費控除の申告に関する証明書（平成１４年７月１日付け医政総発第０７０１００１号・障企発０７０１００１号・老総発第０７０１００１号厚生労働省医政局総務課長・社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局総務課長連名通知による市町村が介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類。以下「おむつに係る証明書」という。）を市長が交付する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

（申請をできる者）

第２条　おむつに係る証明書の交付を申請することができる者は、おむつを使用し、確定申告でおむつに係る費用の医療費控除を受ける者とする。ただし、当該おむつを使用した者は、当該おむつを使用した者のためにおむつ代を支払った生計を一にする者等に申請を委任することができる。

（証明書の交付要件）

第３条　おむつに係る証明書を交付できるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号の要件を満たす場合とする。

(1)　おむつ代について医療費控除を受けるのが１年目である者

おむつを使用した当該年に現に受けていた要介護認定、及び当該認定を含む複数の要介護認定（有効期間が連続しているものに限る。）で、それらの有効期間（当該年以降のものに限る。）を合算して６か月以上となるものの審査に当たり作成された主治医意見書（当該複数の認定に係る全てのもの）において、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がＢ１、Ｂ２、Ｃ１、若しくはＣ２（寝たきり）であり、かつ、「失禁への対応」としてカテーテルを使用していること又は尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態」であること。

(2)　おむつ代について医療費控除を受けるのが２年目以降である者

おむつを使用した当該年に作成された主治医意見書（当該年に主治医意見書が作成されていない場合は、当該年に現に受けていた要介護認定（有効期間が１３か月以上のものに限る。）の審査に当たり作成された主治医意見書）において、前号に掲げる事項の記載があること。

（手数料の免除）

第４条　おむつに係る証明書の交付手数料は、船橋市手数料条例（昭和３６年船橋市条例第１１号）第１０条第２項の規定に基づき免除とする。

（証明書の交付申請等）

第５条　おむつに係る証明書の交付を受けようとする者は、おむつに係る費用の医療費控除の申告に関する証明書交付申請書（第１号様式）により、市長に申請しなければならない。

２　市長は、第２条ただし書きにより委任を受けた者から申請があったときは、委任状を徴するものとする。

３　市長は、前２項の規定による申請を受理したときは、第２条及び第３条に掲げる要件に合致することを確認したうえで、おむつに係る費用の医療費控除の申告に関する証明書（第２号様式）を当該申請をした者に交付する。

（証明書の交付を受けた者の遵守事項）

第６条　おむつに係る証明書の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　おむつに係る証明書を正当な目的以外に使用しないこと。

(2)　おむつに係る証明書の内容を本人の同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、利用させないこと。

(3)　おむつに係る証明書の漏洩、滅失、改ざん及び毀損の防止その他適切な管理のため、必要な措置を講ずること。

(4)　おむつに係る証明書を保有する必要がなくなったときは、速やかに当該資料を破棄すること。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成１５年１月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１２月１日から施行する。

第１号様式

年　　月　　日

おむつに係る費用の医療費控除の申告に関する証明書
交 付 申 請 書

船 橋 市 長 あて

申請者	住　　所	
	フリガナ	
	氏　　名	
	被保険者との関係	本人 ・ その他（　　）
	問い合わせ先電話番号	

確定申告に使用するので、主治医意見書の記載内容から、下記のおむつを使用した年におけるおむつ代の医療費控除の証明に必要な事項について、確認願います。

記

被保険者	被保険者番号										
	住　　所										
	氏　　名										
	生年月日	明治 ・ 大正 ・ 昭和　　年　　月　　日									

おむつ代の医療費控除を受ける年数	1年目　　・　　2年目以降

おむつを使用した年	年

第2号様式

年　　月　　日

おむつに係る費用の医療費控除の申告に関する証明書

介護保険被保険者

住所	
氏名	

船橋市長

貴方からの申し出に基づき、　年に使用したおむつ代の医療費控除の証明に必要な事項について、貴方の主治医意見書を確認したところ、以下のとおりです。

1. 主治医意見書の作成日
※複数の要介護認定に係る複数の意見書がある場合は、最も新しいものの作成日を記載すること。

年　　月　　日

2. 要介護認定の有効期間（おむつ代の医療費控除を受けるのが1年目であり、有効期間が連続する複数の要介護認定を受けている場合には、これらの認定に係る有効期間（医療費控除を受けようとする年以降のものに限る。）の全てを合算した期間）

年　　月　　日～　年　　月　　日

3. 障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)　（該当するものに○）
※複数の要介護認定がある場合は、最も軽度の区分に○をつけること。

Ｂ１　　Ｂ２　　Ｃ１　　Ｃ２

4. 失禁への対応としてのカテーテル使用又は尿失禁の発生若しくは発生可能性

あり

※　おむつ代の医療費控除を受ける年数（該当するものに○）

1年目　　2年目以降

交付番号	